

Ⅷ 新型コロナウイルス感染防止対策（令和5年～）

1 本会議における主な対策

● 令和5年3月12日までの運営

(1) マスクの着用

- ・ 議場出席者は全員マスク着用を義務づけ、発言時も着用することとした。
- ・ 演壇、質問席及び答弁席での発言時に限り、マスクを外すことを認め、マスクを外して発言をした場合は、自席に戻る前に、自身で発言した机上及びマイクの消毒を行った。

(2) 議員の会議の欠席の基準

- ・ 議場への出席に当たって、事前に各自で検温を実施、各自健康管理に努めることとした。会議の欠席の基準は、市職員の出勤停止基準に準ずることとし、その場合は欠席の届出を行うこととした。

(3) 傍聴

- ・ 傍聴席は、密にならないよう適宜空席を設け、空席には利用を遠慮いただく旨の張り紙をするとともに、傍聴者にはマスクの着用をお願いした。（議会ウェブサイト上にも掲載）

(4) 換気

- ・ 議席側のドア、議長席裏側のドア、議場中央のドアを常時開放し、（通常時は閉めている）可能な範囲で窓を開けることとした。

(5) アクリル板の設置

- ・ 発言時の飛沫対策として、演壇、質問席及び答弁席にアクリル板を設置した。

(6) 手指等の消毒

- ・ 手指等の消毒のため、演壇・質問席・答弁席にアルコール消毒液を設置した。
- ・ 発言等による登・降壇の際には必ず手指等の消毒を行った。

● 令和5年3月13日からの運営

国によるマスク着用の考え方が見直され、マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本とされたことに伴い、これまで継続してきた新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を令和5年3月23日の議会運営委員会において一部を見直し、3月24日の本会議においてマスクの着用は個人の判断に委ねる旨の変更を行った。

● 令和5年5月8日からの運営

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更され、感染防止対策は個人の選択を尊重し、自主的な取組が基本とされたことに伴い、これまで継続してきた新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を令和5年5月10日の会派代表者会議において一部を見直すこととした。（傍聴者に対する制限の撤廃、常時換気の中止、アクリル板の撤去、消毒に関する規定の廃止）また、これ以降については大きな変化がない限り、この見直しの内容を本会議運営の基本とすることとした。

2 委員会における対策

● 令和5年3月12日までの運営

委員会における新型コロナウイルス感染症に対する取組は、委員会ごとに決定した。

概ね共通した対応は以下のとおり。

- ・委員及び理事者等の着席位置を通常よりも可能な限り距離をとっていることについて確認をとった。
- ・マスクの着用をお願いし、適宜休憩をとり、こまめに換気を行うこととした。
- ・委員会室の換気として、窓を可能な限り常時開放し、ドアについては通常開閉しないほうの部分を開放した状態で会議を行った。
- ・傍聴は、委員長の判断で断る委員会もあった。その場合は、ウェブサイトの議題の部分にその旨を記載するとともに、SNS、10階フロアに設置している本日の会議案内への貼り紙で周知した。

● 令和5年3月13日からの運営

国によるマスク着用の考え方が見直され、マスクの着用は個人の判断に委ねることが基本とされたことに伴い、これまで継続してきた予算決算委員会における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を令和5年3月17日に一部見直し、議会におけるマスクの着用は個人の判断に委ねる旨の変更を行った。

また、他の常任委員会においてもこの日以降、同様の対応がとられた。

● 令和5年5月8日からの運営

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更され、感染防止対策は個人の選択を尊重し、自主的な取組が基本とされたことに伴い、これまで継続してきた予算決算委員会における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を見直すこととした。（傍聴者に対する制限の撤廃、常時換気の中止、アクリル板の撤去、消毒に関する規定の廃止）また、これ以降については大きな変化がない限り、この見直しの内容を委員会運営の基本とすることとした。

また、他の常任委員会においてもこの日以降、同様の考え方で運営された。